

発議案第14号

衆議院の議員の定数削減に反対する意見書

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

令和7年12月17日 提出

提出者 南部町議會議員 真壁 容子
同 同 加藤 学
同 同 井原 啓明

南部町議會議長 景山 浩 様

別紙

衆議院の議員の定数削減に反対する意見書（案）

自民党と日本維新の会が臨時国会で成立を図ろうとしている衆院議員定数削減法案の要綱が12月3日、明らかになった。比例代表20、小選挙区25を削減し、国会定数を465から420まで一気に減らすという内容があまりにも無理がある。

要綱には、一般的に法律の第1条に盛り込まれる「目的」規定がなく、何のために定数を削減するのか、選挙権を有する国民に説明ができていない。また、法案提出の理由は、法案の趣旨の措置で「定める必要がある」としか書かれておらず、削減の理由が示されていない。さらに「プログラム法」と称し、法の交付後1年が経過すれば、選挙区の改定などで結論が出ていなくても、公職選挙法など関連法を改定して定数削減する「自動削減」の枠組みを設けるなど、およそまともな法律の体を為していない。

今回の定数削減は維新が連立入りの絶対条件として、自民党総裁と日本維新の会代表が合意したものだが、国会の定数をどうするかの議論は各政党等での合意形成が最も尊重されなければならない。自民・維新両党は、開会中の臨時議会で成立を図ろうとしているが、「削減ありき」の法案に道理はない。「一票の格差」については違憲判決が相次いでおり「参議院の合区」問題も有権者の納得いくものではない。現在の課題解決なく「定数削減」のみが先行すれば、人口減の地方での声が一層反映しにくくなることに大きな危惧を持つ。

今回の「定数削減」の動きは、内容や方法を見ても、議会制民主主義の根幹をゆるがすものであり、政権に批判的な声や少数意見、さらには地方の声を排除する、極めて危険なものと言わざるを得ない。地方政治の一翼を担う本議会として、拙速な衆議院議員の定数削減を行わないよう意見書を提出する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月17日

鳥取県西伯郡南部町議会

【提出先】衆議院議長、参議院議長、総務大臣